

東京海上日動・三井住友海上・(株)インターリンク

「外航貨物セミナー」開催

東京海上日動と三井住友海上、両社の代理店である(株)インターリンクの3社は7月9日、東京都千代田区の手町ファーストスクエアWESTで「外航貨物セミナー」をB/L裏面約款と荷主の義務・判例による具体例を開催した。国際運送法やインコタームスの規定による荷主、運送人の責任範囲の違い、貨物保険と賠償保険の補償範囲の違いなどについて、契約者からの照会が増えていることに対応。海事弁護士として著名な岡部・山口・相澤・戸塚法律事務所(山口修司弁護士が講師となり、荷主、運送人として最低限知っておくべきポイントや、最近の海損事例などを解説した。



セミナー会場

・ルールを批准し、国際海上物品運送法を制定、1992年にハーグ・ヴィスビー・ルールを批准し、国際海上物品運送法を改定したと説明した。

運送人や契約当事者の特定について「ジャスミン号事件」「カムフェア号事件」などの過去の事例、判例を紹介。「荷主にと

山口氏はまず、船荷証券に関する基本的な用語、各種船積み書類、備

船契約に関する用語などを解説。また、国際海上物品運送法に関して、日本は1957年にハーグ

海事弁護士の山口氏が国際運送法を解説



山口氏

つては、事故が発生した場合、運送人を特定することが重要になる。運送人が誰なのかということ、世界的にも裁判で争われることが多いということ、これを認識する必要がある」と強調した。

さらに、請求者の基本的立証事項、法的免責事項について言及。「船舶火災は損害が巨額にのぼりやすく、過失の判定が困難なため伝統的に免責とされる。ただ、運送人に故意過失がある場合は除く」と述べた。海固有の危険に関しては、「嵐が海固有の危険といえるかどうかは当該海象が当時の季節・場所をかんがみても到底予測し得ないものかどうかによる」との判例を紹介。考慮すべき要素として風力、場

所、時期、予見可能性、継続時間、船体損傷を挙げた。出訴期限については、運送品に関する運送人の責任は、運送品が引き渡された日(全部滅失の場合には引き渡されるべき日)から、1年以内を裁判上の請求がなされない限り消滅すると解説。

「邦文では『いかなる場合にも』との意味の部分には省略されているが同様に解釈され、船荷証券を所持しない者に運送品を引き渡した場合(保証渡し)にも本件条又は適用される。出訴期限の起算日は、あくまで『引き渡されるべき日』である」と注意を促した。

加えて、「裁判上の請求」とは、訴え提起のほか、支払い命令の申し立て、和解の申し立て、破産手続き参加、会社更生手続き参加、会社更生手続き参加、船主責任制限手続き参加、差し押さえ仮差し押さえおよび仮処分、仲裁の申し立てなどとした。

共同海損については、船舶が衝突、火災、荒天遭遇などによって危険な状態になったとき、貨物を犠牲にしたり、救助を要請することなどで、船舶、貨物双方の安全のためになされた犠牲および費用を船舶と貨物が共同負担する制度と説明。

「貨物に過失がなくとも共同海損分担保金の請求を受けるほか、保証状を提出しないと貨物を受け取ることができない」と述べた。

最後に、国際海上物品運送法は現在の物流の実態と合わない部分も出てきていることを認識することも必要だと提言した。